

松木晶裕局長	御起立願います。礼。御着席ください。
渡部泰明会長	<p>皆さん、おはようございます。</p> <p>今日は、皆様方の議案の一番初めのところについて、第160回総会とあります。今回、総会スタイルになります。新しい制度でのいわゆる農地の移動に関する、従前ですと農地部会、これにかわる総会、第1回目が今日に当たります。皆様方には御多忙のところ御出席をいただきありがとうございます。</p> <p>それでは、ただいまから、会を進めさせていただきます。座っての説明をお許しいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。</p> <p>〔会長着席〕</p>
渡部泰明会長	<p>先日の研修会の時に、皆様方にお諮りし、了承いただきましたように、今日の総会には、提出議案に関係いたします推進委員、今日は石井地区の推進委員に出席願ひ、地元説明を行っていただくようにしておりますので、西岡委員よろしくお願ひいたします。</p> <p>なお、本日は委員の過半数が出席されておりますので、法律第27条第3項の規定により、総会が成立いたしておりますことを、まず御報告いたします。</p> <p>続きまして、本日の議事録署名人には、湯山地区の山下委員、和気地区の小笠原委員、お二人によろしくお願ひいたします。</p> <p>本日は、お手元に配布されております議案書のとおり、第1号～第10号、10件の議案が提出されておりますので、よろしく御審議のほどお願ひを申し上げます。</p> <p>それでは、議案第1号、「農地法第4条届出専決処理報告」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
藤久壽基次長	<p>それでは、御報告いたします。</p> <p>本議案は、農地法第4条届出専決処理報告でございます。市街化区域内の農地を所有者もしくは既にもう耕作権を持っている人みずからが転用するため、農業委員会に対して届出がなされたものでございま</p>

	<p>す。</p> <p>なお、本件は、本来総会の決定を経なければならない事項について、松山市農業委員会が定める専決処理要領に基づき、事務局長が専決処理で受理したもので、直近の総会、いわゆるこの会で報告をするものです。</p> <p>平成 29 年 6 月 26 日～7 月 25 日に専決処理した案件は 2 件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。</p> <p>これら 2 件につきましては、適法な届出となっておりましたので、それぞれ届出日から 5 日以内に専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。</p> <p>なお、用途別処理状況といたしましては、商工業用地 2 件、3,885 平米となっております。</p> <p>以上でございます。</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、議案第 1 号につきまして、事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p>
渡部 泰明 会長	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>はい、ありがとうございます。それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>続きまして、議案第 2 号、「農地法第 5 条届出専決処理報告」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
藤久 壽基 次長	<p>それでは、御報告いたします。</p> <p>本議案は、農地法第 5 条届出専決処理報告でございまして、市街化区域内の農地を転用する目的で、権利の移転や設定をするため、農業委員会に対して届出がなされたもので、事務局長が専決処理をしたものです。</p> <p>平成 29 年 6 月 26 日～7 月 25 日に専決処理した案件は 16 件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。</p> <p>これら 16 件につきましては、適法な届出となっておりましたので、</p>

	<p>それぞれ届出日から5日以内に専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。</p> <p>なお、用途別処理状況といたしましては、住宅用地10件、9,518平米、商工業用地4件、3,687平米、公的用地2件、1,642平米となっております。</p> <p>以上でございます。</p>
渡部泰明会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、議案第2号につきまして、事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
松下長生委員	<p>すみません。</p>
渡部泰明会長	<p>はい、松下委員。</p>
松下長生委員	<p>以前に土地改良区の方に送っていただきよったと思うんですけど、書類が上がった時点で1週間以内くらいに、最近来てないような気がするんですが。もし来てるんだったら大丈夫ですけど、送っていただいているんだったら。でないと、書類提出した後であると水料負担の問題がありましたので、それだけ確認です。すみません。</p>
渡部泰明会長	<p>えっと、事務局、今の松下委員の質問なんですけれども……。</p>
藤久壽基次長	<p>よろしいですか。</p>
渡部泰明会長	<p>はい、お願いします。</p>

藤久壽基次長	市街化の届出につきましては、処理したら速やかに各改良区へ間違いなく送付させていただいております。よろしくお願いたします。
渡部泰明会長	よろしいですか。
松下長生委員	はい。
渡部泰明会長	ほかにございませんか。  〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
渡部泰明会長	はい、ありがとうございます。それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 続きまして、議案第3号、「農地法第18条第6項解約通知報告」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。
渡部純三主幹	それでは、御報告いたします。 本議案は、農地の賃借権の解約が、双方の合意により、その解約によってその農地を引き渡す日となる期限前6カ月以内に成立したその旨が書面において明らかであるものについて、通知がなされたものでございます。 1番、本件は残存小作でございます。本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人が自作地として耕作するとしております。離作補償はないとしております。 2番、本件は残存小作でございます。本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人が自作地として管理するとしております。離作補償はないとしております。 3番、本件は農地法第3条許可により、平成8年1月10日に設定された賃借権でございます。本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人が自作地として耕作するとしており

<p>渡部 泰明 会長</p>	<p>ます。離作補償はないとしております。 以上でございます。</p> <p>はい、ありがとうございました。 ただいま、議案第3号につきまして、事務局から説明がありました。 本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>渡部 泰明 会長</p>	<p>はい、ありがとうございます。それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第4号、「農地法第3条許可申請」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
<p>渡部 純三 主幹</p>	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>本議案は、農地を耕作目的で所有権を移転したり、地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権その他の使用及び収益を目的とした権利の設定もしくは移転する場合には、当事者が農業委員会の許可を受けなければならないことから、農業委員会に許可申請がなされたものでございます。</p> <p>なお、農地法第3条の地元説明の案件でございますが、新規農業の案件と、許可後の経営面積が30アール以上となる案件につきましては、それぞれ住所地及び申請地の地元委員に、農業に対する精進性、労働力等を、議案説明後に補足説明をお願いするものでございます。</p> <p>では、お手元の審査基準1号～7号を整理した調査票がございますので、あわせてごらんいただけたらと思います。</p> <p>1番、譲受人は農地約88アールを耕作する兼業農家でございます。このたび、本申請地を取得し、農業経営の安定、規模拡大を図るものでございます。</p> <p>2番、譲受人は農地約51アールを耕作する農業者でございます。このたび、自作地に隣接する耕作便利な本申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。</p>

	<p>3番、4番、5番は、譲受人が同一のため、あわせて御説明いたします。譲受人は、就労支援事業から独立し、新規で農業経営に参入するために設立された農地所有適格法人でございます。このたび、本申請地を借り受け、新たに農業経営を開始するものでございます。</p> <p>なお、本件は、新規農業となる案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。</p> <p>6番、譲受人は農地約44アールを耕作する農業者でございます。このたび、自宅に近く耕作便利な本申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。</p> <p>7番、譲受人は農地約367アールを耕作する農業者でございます。このたび、祖父から本申請地の贈与を受け、農業に精進するものでございます。</p> <p>8番、譲受人は農地約67アールを耕作する農業者でございます。このたび、自宅に隣接する耕作便利な本申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
渡部泰明会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、事務局から説明がありました。</p> <p>それでは次に、地元委員から補足説明をお願いいたします。3番、4番、5番はいずれも併用案件でありまして、このうち、3番と4番の所在地が浮穴地区でありますので、南委員からお願いいたします。</p>
南 耕 一 委 員	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>先ほど事務局から説明がありましたとおり、本件譲受人は、石井地区に本店を構えている法人で、このたび、南高井町及び森松町の農地に賃借権を設定するとして申請に及んだものです。</p> <p>地元委員として内容の審査を行いました。地域との調和を図るとしており、農業に対する意欲も認められたので、これを了承しました。なお、本会での御審議をよろしく申し上げます。</p>
渡部泰明会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>次に、5番の所在地が久谷地区でありますので、池田委員からお願い</p>

池田友邦委員	<p>いたします。</p> <p>それでは説明させていただきますが、先ほど南委員から説明がありましたとおり、本件の法人は、石井地区に本店を構えておるわけでありませけれども、このたび、当地域の窪野地区の農地に賃借権を設定することにして申請に及んだものであります。</p> <p>地元としては、内容の審査を行いまして、地域との調和を図るとしておりますし、農業に対する意欲も十分見受けられましたので、これを了承することとしておりました。なお、本件、本会での審議をよろしくお願いいたします。</p>
渡部泰明会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>次に、3番、4番、5番の住所地が石井地区でありますので、西岡推進委員からお願いいたします。</p>
西岡洋司委員	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>先ほど事務局から説明がありましたとおり、本件譲受人は、石井地区に本店を構えている法人で、このたび、新規に農業に携わるため申請に及んだものです。</p> <p>本店所在地の地元委員として、内容の審査を行いましたが、農地所有適格法人に関わる各要件を満たしており、農業に対する意欲も見受けられたので、これを了承しました。なお、本会での審議をよろしくお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
渡部泰明会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、議案第4号につきまして、事務局並びに地元委員から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>

渡部泰明会長

はい、ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。

次に、議案第5号、「農地法第4条許可申請」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。

藤久壽基次長

それでは、御説明いたします。

本議案は、農地法第4条許可申請でございます。市街化調整区域等の農地を所有者等が転用する場合に、農業委員会を經由して愛媛県知事に対して許可申請するものでございます。

農業委員会としましては、総会で審議していただき、許可相当または不許可相当の意見を付して、申請書を県知事宛て送付するものでございます。

なお、申請面積が3,000平米を超える案件及び優良農地の案件は、農業会議の意見を聴いた後、意見の正式決定といたします。

1番、本件は、次の第6号議案3番の5条許可申請で進入路を確保し、あわせて住宅を建築する併用案件でございますので、一括して説明いたします。

本件申請人は、現在、市内水尾町に住居し、農地約39アールを耕作する農業者でございますが、この度、現居宅を売却し、新たに本申請地へ農家住宅を建築したいとしております。

本申請地の農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地でございますが、本件は、例外許可事由の集落接続に該当し、転用許可やむを得ないと判断されます。

なお、優良農地の転用であり、今年28日に開催される愛媛県農業会議の意見を聴く必要があります。

以上でございます。

渡部泰明会長

はい、ありがとうございました。

ただいま、議案第5号につきまして、事務局から説明がありました。本件について御異議等ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕



渡部 泰明 会長

はい、ありがとうございます。それでは異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。

なお、この案件につきましては県許可分でありますので、農業会議の意見を聴いた後、意見を付して県知事に送付させていただきます。

次に、議案第6号、「農地法第5条許可申請」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。

藤久 壽基 次長

それでは、御説明いたします。

本議案は、農地法第5条許可申請でございます。市街化調整区域等の農地を転用する目的で、権利の移転、設定を行う場合に、農業委員会を経由して愛媛県知事に対して許可申請するものでございます。総会の審議、意見決定等、4条許可申請と同じ手順でございます。

1番、本件受人は夫婦で、現在、借家住まいをしていることから、このたび、本申請地を祖父より借り受け、分家住宅を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。

本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

2番、本件受人は、自動車販売業を主な業務とする法人で、国道11号線バイパス沿いの平井店は、車検・修理工場、板金塗装工場を併設し、四国ブロックのハブ店として事業展開しており、また、インターネット通販の増加等も加わり、買取り車両の集積場所が大幅に不足していることから、隣接する本申請地を賃借し、新たに約150台分の露天駐車場を設置し、既存施設とあわせ約250台分の駐車場を確保したいとしております。

本申請地の農地区分は、住宅・事業所・公共施設・公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね10ヘクタール未満の区域内にある農地であることから、第2種農地と判断されます。

本件は、申請面積が3,000平米を超えますので、今月28日に開催される愛媛県農業会議の意見を聴く必要があります。

また、申請面積が1,000平米以上の案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。

3番、本件は、先ほど承認いただきました4条許可申請1番の併用案件でございます。

4番、本件受人は、不動産業を主な業務とする法人でございますが、地元町内会及び近隣事業所の駐車場を設置してほしいとの要望により、

このたび、本申請地を賃借し、41台分の貸露天駐車場を開設したいとしております。

本申請地の農地区分は、住宅・事業所・公共施設・公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね10ヘクタール未満の区域内にある農地であることから、第2種農地と判断されます。

なお、申請面積が1,000平米以上の案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。

5番、本件受人は、不動産業を主な業務とする法人でございますが、近年、木材の伐採運搬加工販売にも着手し、杭の製造等を行い業績を上げておりますが、このたび、既存宅地であった加工品置場を一部売却したことから、その不足分を補うため、新たに本申請地を賃借し、露天資材置場として利用したいとしております。

本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

なお、本件は申請面積が1,000平米以上の案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。

6番、本件受人は、社会福祉事業を行う法人でございますが、当法人が市内津吉町で運営する障がい者支援施設みどり園は、駐車場が慢性的に不足しているため、このたび、施設に近い本申請地を取得し、25台分の職員用露天駐車場として利用したいとしております

本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

以上でございます。

渡部 泰明 会長

はい、ありがとうございます。

ただいま、事務局から説明がありました。

続きまして、地元委員から補足説明をお願いいたします。2番は所在地が小野地区でありますので、家久委員からお願いいたします。

家久 英雄 委員

それでは、御説明申し上げます。

先ほど事務局から説明がありましたが、申請人は、現在、自動車販売業を営んでおります。昨年のお店改装オープンに伴いまして、来客数も増えたというようなことで、販売のための車両置場が不足しております。業務に支障を来していることから、その解消のための本申請に及ん

	<p>だものでございます。</p> <p>周辺農地の被害防除にも十分配慮することから、地元としては了承いたしました。なお、本会での御審議をよろしくお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
渡部泰明会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>次に、4番は所在地が浮穴地区でありますので、南委員からお願いいたします。</p>
南 耕 一 委 員	<p>では、説明申し上げます。</p> <p>先ほど事務局から説明がありましたとおり、借受人は、松山市井門町に事業所を構え、不動産の売買・賃貸の仲介及びあっせん業を営む法人です。借受人は、事業経営維持・発展のため、貸露天駐車場を設置したく適地を探していたところ、申請地を見つけ、また、地元住民や周辺事業者から、申請地を駐車場として利用したいとの要望もあり、本申請に及んだものです。</p> <p>転用によって生じる被害の防除措置も行うということから、地元としては了承したわけでございますが、なお、本会での御審議をよろしく申し上げます。</p>
渡部泰明会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>次に、5番は所在地が久谷地区でありますので、池田委員からお願いいたします。</p>
池田友邦委員	<p>先ほど事務局から説明がありましたように、譲受人は、市内で不動産業を行っておる会社であります。近年は木材の加工販売にも力を入れており、業績も良好ではありますが、既存の木材加工品を置いておく露天資材置場の一部を売却したことから、業務に支障を来しているため、今般、本申請地を借り受け、木材加工品を置いておく露天資材置場を設置したいということで、本申請に至ったわけであります。</p> <p>隣接農地への被害防除もきちんとされるということでもありますし、地元としては了承をいたしました。なお、本会での御審議をよろしくお願</p>

	<p>いたします。</p> <p>以上です。</p>
<p>渡部 泰明 会長</p>	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、議案第 6 号につきまして、事務局並びに地元委員から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>渡部 泰明 会長</p>	<p>はい、ありがとうございます。それでは異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>なお、この案件につきましては、県許可分であります。このうち、2 番、3 番につきましては、農業会議の意見を聴いた後、その他は直ちに意見を付して、県知事に送付させていただきます。</p> <p>次に、議案第 7 号、「平成 29 年度第 5 号農用地利用集積計画」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
<p>片山 剛 主査</p>	<p>失礼いたします。それでは、議案を御説明する前に、「農用地利用集積計画」とは何か、について簡単に御説明いたします。</p> <p>「農用地利用集積計画」とは、農用地の地権者と意欲ある農業者との農用地の貸し借りなどを集団的に行うために、市町村が同一の計画書において個々の権利移動をまとめ、集団的に貸し借りなどの効果を生じさせるものです。</p> <p>松山市が、農地の売買や貸借について権利の設定、移転に関する計画を作成し、農業委員会の決定を経て、松山市が公告することにより、権利移転の効力が生じることになります。</p> <p>この計画に位置づけられた貸し借りなどの権利移転は、松山市がこの計画を公告することにより、特例として、農地法第 3 条に基づく許可は不要となります。</p> <p>ちなみに、「農用地利用集積計画」によって設定、移転された賃借権は、この存続期間が満了すると自動的に終了し、離作料を支払うことなしに、農地は地主に返還されます。</p>

委員の皆様には、本日の総会で、松山市が作成した「農用地利用集積計画」に関する議案について、経営面積及び農作業に常時従事していることなどの条件を満たしているかどうかについて御審議いただくものです。

それでは、本日の議案について御説明をさせていただきます。

本日の案件5件のうち、賃借権の設定は2件、所有権の移転は3件で、設定総面積は5,602平米です。その内訳は、新規が3筆、売買が3筆となっています。

番号1の譲受人は、約111アールを耕作する農業者で、新たに賃借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。

番号2の譲受人は、約31アールを耕作する農業者で、新たに賃借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。

番号3の譲受人は、約69アールを耕作する農業者で、樹園地を売買で取得することにより、経営規模を拡大するとしています。

番号4の譲受人は、約167アールを耕作する農業者で、水田を売買で取得することにより、経営規模を拡大するとしています。

番号5の譲受人は、約125アールを耕作する農業者で、樹園地を売買で取得することにより、経営規模を拡大するとしています。

以上の計画の内容は、経営面積及び農作業従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

なお、公告日は、平成29年8月15日の予定とされており、効力の発生は公告日の翌日からです。

以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

渡部泰明会長

はい、ありがとうございました。

ただいま、議案第7号につきまして、事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

渡部泰明会長

はい、ありがとうございます。それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。

次に、議案第8号、「相続税の納税猶予に関する適格者証明願につい

<p>片山剛主査</p>	<p>て」、議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p> <p>失礼いたします。それでは、御説明いたします。</p> <p>農地を相続し、相続人が相続税の納税猶予を希望した農地につきましては、相続人が相続後も適正に耕作を継続する場合、租税特別措置法第70条の6第1項の規定により、相続税の納税を猶予することができる条件の一つを満たすこととなります。</p> <p>この件について、適格性を有する方であるかどうかの証明につきましては、農業委員会が行うため、本日の案件といたしております。</p> <p>なお、最終的に議案記載の農地の相続税の納税猶予を認めるかどうかにつきましては、税務署の判断となります。</p> <p>それでは、番号1の相続税の納税猶予を受ける相続人につきましては、これまで農業に従事していたことなど、納税猶予を受ける適格性につきましては、問題がない旨の地元農業委員の副申書も添付され、農地につきましても適正に耕作をされています。</p> <p>以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。</p>
<p>渡部泰明会長</p>	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、議案第8号につきまして、事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>渡部泰明会長</p>	<p>はい、ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第9号「農地法第3条の3の規定による届出専決処理報告」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
<p>渡部純三主幹</p>	<p>はい、本議案は、議案第1号及び第2号と同様の専決処理をしております。その案件の総会での御報告という形になります。</p> <p>第3条の3の届出につきましては、許可を受ける必要のない権利取得</p>

<p>渡部 泰明 会長</p>	<p>の届出でございます。具体的には、相続、法人の合併・分割、遺贈等による権利取得でございます。</p> <p>それでは、御報告いたします。</p> <p>平成 29 年 6 月 26 日～ 7 月 25 日に専決処理した案件は 8 件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。</p> <p>これら 8 件につきましては、適法な届出となっておりましたので、専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。</p> <p>以上でございます。</p> <p>はい、ありがとうございます。</p> <p>ただいま、議案第 9 号につきまして、事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>渡部 泰明 会長</p>	<p>はい、ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第 9 号「松山農業振興地域整備計画の重要変更に対する意見決定について」、議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
<p>藤久 壽基 次長</p>	<p>はい、それでは、御説明いたします。</p> <p>本件は、申出人より農業振興地域の整備に関する法律で定める農用地区域からの除外申出があり、それを受けて松山市が農業振興地域整備計画を変更するに当たり、当該法律の規定に基づき、所管課である松山市産業経済部農林水産課から、農業委員会の意見を求めてきたものでございます。</p> <p>1 番、本件申出人は、宗教法人浄玄寺でございますが、平成 22 年及び 27 年当時、来訪者の駐車場を確保する必要から、農振法並びに農地法の手続きをすることなく、露天駐車場及び境内への進入路を設置したもので、今回、違反の解消を図るため、農用地区域除外申出をしているものでございます。</p> <p>なお、除外された場合の農地区分は、農業公共投資の対象となってい</p>

	<p>ない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。</p> <p>以上、本件について農用区域除外することがやむを得ないものであるかどうか、意見の決定をお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、議案第10号につきまして、事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい、ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>以上で、本日の提出議案10件の議案審議は全て終了いたしました。</p> <p>今日、この総会が新しい制度における農地関係の総会第1回目でございます。また、新しく農業委員、この会議に出席をいただいておりますけれども、何かお気づきの点とか、御質問等あればお聞きいたしますけれども、何かございませんか。</p>
渡部 泰明 会長	<p>〔田中正人委員挙手〕</p> <p>はい、どうぞ。</p>
田中正人 委員	<p>あの、私、今回初めて農業委員ということで出てまいったんですが、議案につきましてですね、これを先に帰って見ましたけど、何回読んでもなかなか意味がよくわかりません。</p> <p>それですね、まだなれない我々についてはですね、例えば第1号議案「農地法第4条届出専決処理報告」が、農地法第4条のですね、統計図とか、何かいうことを、細かいことを、ただし書を書いていただいと</p>



	<p>きますとですね、非常にわかりやすいし、お話聞いててもよくわかると思うんですが、そういうことを御配慮願えたらなああと。</p> <p>勝手な言い分ですが、まあ、ぜひ、そういうただし書、注釈つけといていただければ非常にありがたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
渡部 泰明会長	<p>わかりました。</p> <p>事務局、今の御意見に対して改善策いかがでございましょうか。</p>
藤久 壽基次長	<p>よろしいですか。</p>
渡部 泰明会長	<p>はい。</p>
藤久 壽基次長	<p>まずですね、この議案書に盛り込むのは、非常に難しいと思います。</p> <p>議案書というのは、いわゆる全国ある程度決まった様式でございまして、プログラム設定されております。この様式を少しでも変えることになる、ものすごく多大な労力と費用がかかりますので、議案書そのものを変えるのは、ちょっと非常に無理があるということでございます。</p> <p>今、委員が言われたことはごもっともなご意見でございまして、それも踏まえて今回、改選後こういう議案に対しての審議をしていただく最初の総会なので、ある程度、非常に簡単で申し訳なかったんですけども説明をしたつもりなんですけれども、どうでしょう。</p> <p>それと、まあ、ちょっと詳しく聞きたかったら、毎回、月に1回、地元の地区審査をしておりますので、そこら辺で聞いてみていただければ、担当者が御説明をさせていただけるとは思うんですが、いかがでしょうか。</p>
渡部 泰明会長	<p>じゃあ、あの、満足のお受けできないかもわかりませんが、いかがですか。</p>

田中正人委員	<p>あの、なるべくわかりやすいように、持ち物の法令とか見てるんですが、我々の手元にはございませんし、開くこともできないですよ。</p> <p>まあ、そういうことですね、なかなか理解しにくいところがありますんでですね、極力、やさしく説明していただくと同時にですね、皆さん非常に口が滑ります。滑らかにお話なされますけども、こちらの耳の方がついていきにくいので、ぜひ、ゆっくりと説明していただいたらと思います。</p> <p>以上です。</p>
渡部泰明会長	<p>わかりました。次回から、そのようなことも心がけるようにいたします。</p> <p>ほかに、ございませんか。また、事務局なり、いつでも質問に出していただいたらと思います。</p> <p>それでは、別段ないようでありますので、次に、事務局から事務連絡等していただきます。事務局よろしく申し上げます。</p>
片山剛主査	<p>失礼いたします。本日、連絡事項がございます。</p> <p>先日、委員の皆様にも御出席いただきました、8月4日に開催した委員研修会の中でお配りした資料で、愛媛県農業会議が主催して、9月8日の金曜日ににぎたつ会館で開催する予定の「平成29年度市町農業委員並びに農地利用最適化推進委員等研修会」に関する御案内をさせていただきましたが、既に御出席の御連絡をいただきました委員の皆様以外で、御出席を希望する委員の皆様は、総会終了後に事務局職員までお伝えいただきますようよろしくお願い申し上げます。</p> <p>2点目に、以前、2017年の農業委員活動記録簿、オレンジ色の冊子を委員の皆様にお配りしてありますが、中間報告という形で御提出いただいた委員の皆様に対して、御返却が遅れておりまして申し訳ございません。近日中に、郵送で御返送させていただきたいと思っておりますので、御了承いただきますようよろしくお願いいたします。</p> <p>3点目に、今、皆様にお配りしておるんですが、松山産のひじきを加工した商品でございます。これは、愛媛県漁連が開発したもので、8割は松山の中島地区でとれたひじきを使って加工、加工自体は大分県の方でしておるといことなんですけれども、そこで、松山市の農林水産課にブランド協議会という組織があるんですけど、愛媛県漁連がそこにブ</p>

	<p>ランド認定の申請を上げまして、商品として松山産ブランド、農林水産物ブランドということで、掲げているものとなっております。実際に市内のスーパーなどでも販売を行っております、主にフジグラン松山の食品売場などで実際に販売をしているということをお聞きしておりますので、もしよろしければ、また御自宅でお召し上がりいただいたらと思います。</p> <p>以上でございます。</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい。</p> <p>あと局長の方から何かございますか。</p>
松木 晶裕 局長	<p>はい。先日の研修会の時に、例年 11 月に予定をしております委員視察研修、これ一泊二日での研修旅行になるんですけども、その日程なんですけども、11 月 1 日、2 日、水、木となりますが、この日に実施をさせていただけたらと思います。</p> <p>なお、行先・視察先につきましては、まだ決定をしておりません。また日程・行先等決まり次第、委員の皆様にご連絡をさせていただいて、出席の方をとりたいと思いますので、よろしく願いいたします。</p> <p>それと、次回の総会でございますが、9 月 11 日、月曜日に予定をしておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
渡部 泰明 会長	<p>もう事務局、ありませんか。</p> <p>すいません。ちょっと、私の方から補足的に説明させていただきますけれど、まず、今、事務局から説明がありました、にぎたつでの委員研修会。これは、私もずっとこの研修会に参加させていただいておりますけれども、非常に中身のある、中身の濃い研修会でありますので、時間がもし許される方は、ぜひ、出席していただければと思っております。</p> <p>それともう一つ、局長の方から視察研修の話がありました。この視察研修、皆様方非常に忙しくて時間がとりにくいとは思いますが、今までも出席率がかなり低うございました。せっかくの機会でありまして、新しく制度も変わったことでもありますので、そういうふうな、他の市の状況など見ていただくのも勉強になるかと思っておりますので、こ</p>

れもできるだけ参加をしていただけたらと思います。

以上です。

それでは、以上をもちまして、本日の第 160 回総会を閉会といたします。

松木晶裕局長

御起立願います。礼。

午前 11 時 17 分閉会